

約束手形をはじめとする支払条件の改善
に向けた検討会
報告書

約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会

令和3年3月

(目次)

1	本検討会設立の背景と目的	1
2	約束手形の歴史と現状	2
2.1	約束手形の歴史と機能	2
2.2	約束手形の現状	3
2.3	「支払条件の改善」に向けた取組	4
3	約束手形を用いた取引の問題点	5
3.1	取引先に資金繰りの負担を求める取引慣行(長い支払サイト)	5
3.1.1	現金(振込)および約束手形の支払サイト	5
3.1.2	諸外国と比べて長い我が国の支払サイト	7
3.2	取引先が利息・割引料を負担する取引慣行	9
3.2.1	手形支払時の割引料の勘案状況	9
3.2.2	約束手形に関わる手数料体系(金融機関における取引慣行の問題)	10
3.3	「紙」を取り扱う事務負担・リスク負担	10
3.4	受取人の9割、振出人の7割超が「やめたい」との意向	13
3.4.1	受取人の利用意向	13
3.4.2	振出人の利用意向	14
4	約束手形に対する今後の方向性	15
4.1	手形通達の再改正	15
4.2	約束手形の利用の廃止	15
5	約束手形の利用を廃止していくにあたっての課題	16
5.1	業界全体での取り組み・サプライチェーン全体での取り組みの必要性	16
5.1.1	業界全体での取り組みの必要性	16
5.1.2	サプライチェーン全体での取り組みの必要性	17
5.2	代替手段である電子的手段(銀行振込や電子記録債権等)の利便性の向上	18
5.2.1	利用料金	18
5.2.2	電子記録債権間の互換性	18
5.2.3	ITリテラシー	19
5.2.4	普及・促進の取り組み	19
5.2.5	その他	19
5.3	資金繰り	19
5.3.1	サプライチェーン全体での取り組み	19
5.3.2	公的支援の活用	20
5.4	支払サイトの短縮化	22
6	ファクタリング	23
6.1	ファクタリングの利用状況	23

6.2	ファクタリングの課題	23
6.3	対応策	24
7	「約束手形の利用の廃止等に向けた自主行動計画」の策定	25
	【参考資料】支払条件の改善に取り組んだ企業の声(令和2年度ヒアリング調査より)	27
	【参考資料】約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会 委員名簿	29

1 本検討会設立の背景と目的

平成 28 年 9 月に公表された「未来志向型の取引慣行に向けて」では、重点課題の一つとして「支払条件の改善」が掲げられた。その目標の実現に向けて、手形通達の改正、下請中小企業振興法「振興基準」の改正、業種別の自主行動計画の策定とフォローアップ調査の実施などの取り組みを進める中、手形交換枚数が減少を続けるなど、支払条件の着実な改善が見られているところである。その一方で、支払サイトの業界毎の長期硬直化や下請事業者への割引料負担の偏在などの新たな課題も把握されてきている。また、決済手段の電子化技術は進歩しているものの、中小企業への浸透は未だ道半ばである。

このような現状を踏まえ、これまでの取り組みの進捗を確認するとともに、(1)約束手形の更なる現金化の進展、(2)手形サイトの短縮、(3)手形割引料の負担の適正化、(4)新しい決済手段の浸透などについて検討することにより、支払手段の更なる適正化を進めるため、「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会」を設置することとなった。

図表 1 これまでの支払条件改善に向けた取り組み

手形通達の改正	平成 28 年 12 月、50 年ぶりに手形通達を改正。 ①手形払いの現金化、②手形割引料(金利分)の代金上乗せ、 ③手形サイトの短縮を要請。
下請中小企業振興法「振興基準」の改正	平成 30 年 12 月の改正時には、サプライチェーン全体で支払条件を改善するため、大企業取引の支払条件の見直しも追加。
自主行動計画の策定	産業界に対し「自主行動計画」の策定と着実な実行を要請するとともに、毎年、策定団体自らフォローアップ調査を行う。 自主行動計画策定団体は、8 業種 21 団体(平成 29 年 3 月末)から 16 業種 49 団体(令和 3 年 2 月末時点)まで拡大。

(資料)第 1 回約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会資料を再構成

2 約束手形の歴史と現状

2.1 約束手形の歴史と機能

手形と呼ばれる商習慣は江戸時代から存在したが、現代の約束手形は明治時代以降に法整備、制度整備が進められ、支払手段として確立・普及してきたものである。

約束手形に関する法整備は、明治 15 年に制定された為替手形約束手形条例に始まり、昭和 7 年には現行法につながる手形法が制定された。

法整備と並行して、手形交換所の設立や不渡処分制度の創設など、手形取引の利便性、信頼性を高める制度整備も進められた。

■約束手形に関連する法整備

- 明治 15 年 為替手形約束手形条例 制定
- 明治 23 年 商法第一編第十二章「手形及び小切手」に規定
- 明治 32 年 商法第四編「手形」に規定
- 昭和 7 年 手形法 制定

■約束手形に関連する制度整備

- 明治 12 年 大阪手形交換所 設立
- 明治 20 年 東京手形交換所 設立
- 明治 27 年 東京手形交換所不渡処分制度 創設

約束手形は取引先への支払を猶予してもらい、振出人側の資金繰りの負担を軽減する手段として用いられてきた。特に高度成長期においては、企業の資金需要が旺盛で銀行融資が十分にニーズに応えられなかったため、発注企業は資金の不足を補うため、原材料の買い入れや下請事業者への支払に約束手形を用いるなど、銀行融資の代替手段として企業間信用が大きな役割を果たした。

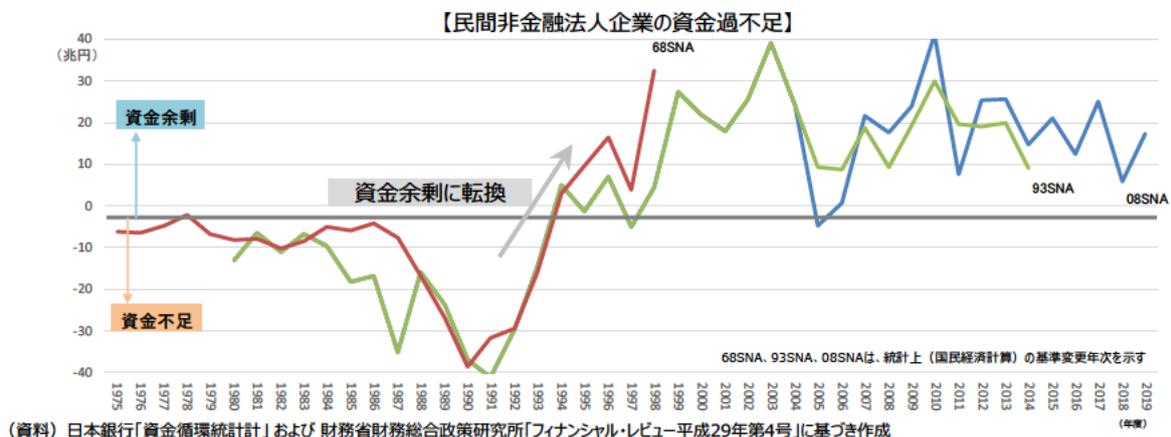
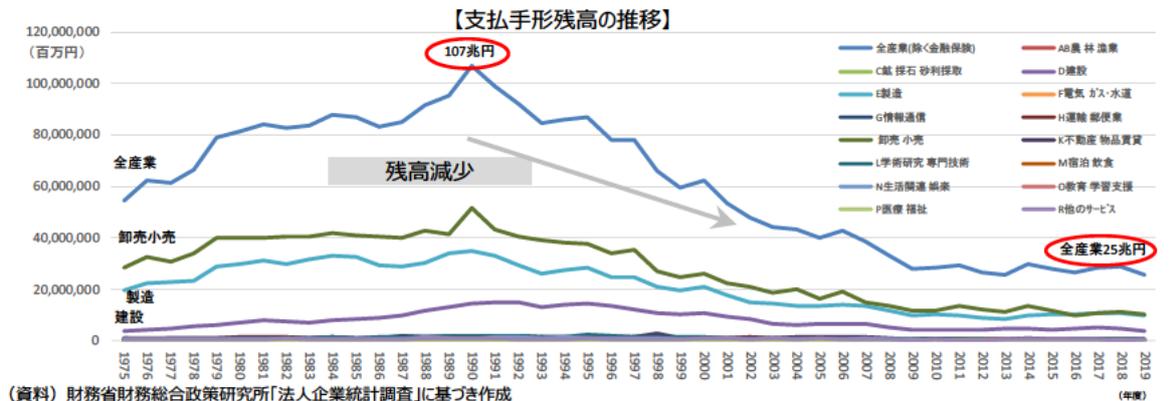
2.2 約束手形の現状

1990年代に入り、それまで資金不足であった法人部門(民間非金融法人企業)が資金余剰に転じたことや、エクイティファイナンスなど資金調達手段が多様化したこと、インターネットバンキングや一括ファクタリング、電子記録債権等の多様な決済手段が普及したことと軌を一にして手形の発行残高は減少に転じている。

法人企業統計調査(財務省)によると、支払手形の残高は、1990年度の約107兆円をピークに減少基調に転じ、足下は25兆円まで減少している。ただし、2007年度以降下げ止まってきており、近年は若干上昇傾向も見られる。

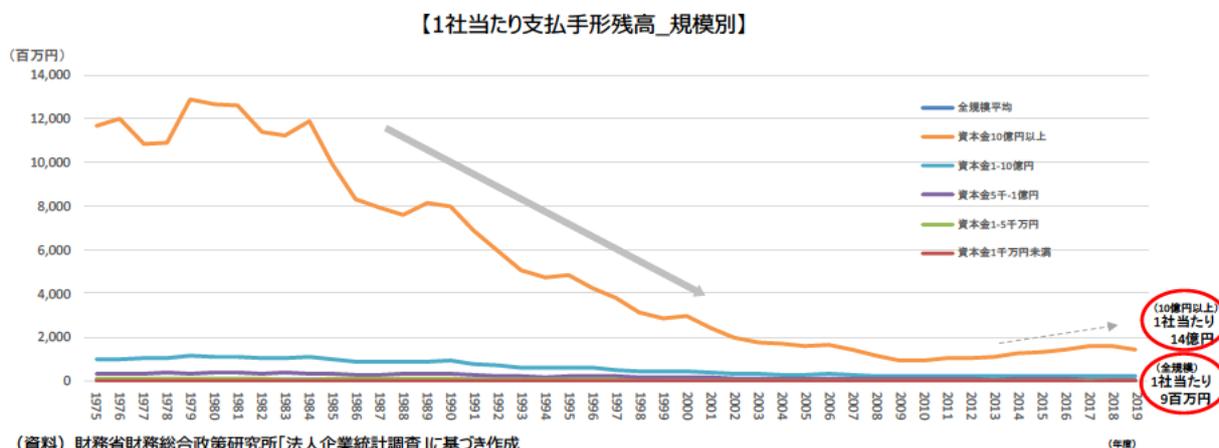
手形の利用については、業種によって特徴が見られ、とりわけ卸小売、製造、建設業において多く用いられている。企業に対して実施したヒアリング調査では、建設業など客先から支払いを受けるまで時間がかかる業種においては、自らも支払を猶予してもらうため約束手形を多く用いるとの声や、卸売業は販売先が多く、個別の振込手続きが煩雑であるために約束手形が用いられているといった事情があるとの声が聞かれた。

図表 2 支払手形残高の推移と民間非金融法人企業の資金過不足



また、企業規模別にも特徴が見られる。資本金10億円以上の大企業の発行残高が多い。全体の傾向と同様に1980年代をピークに減少してきているものの、2010年代に入り微増傾向である。

図表 3 支払手形残高の推移（1社当たり）



2.3 「支払条件の改善」に向けた取組

平成 28 年 9 月に公表された「未来志向型の取引慣行に向けて」において「支払条件の改善」が重点課題の一つとして掲げられたことを受けて、同年 12 月に 50 年ぶりに手形通達が改正された。具体的には、下請代金の支払いは「できる限り現金によるものとする」とした上で、サイトについては「繊維業 90 日以内、その他の業種 120 日以内とすることは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には 60 日以内とするよう努めること」とされた。また、「将来的に」の期間としては 5~6 年程度を想定していることが中小企業庁の見解として示されていた(中小企業庁 HP:FAQ「下請代金の支払手段について」参照)。

図表 4 手形通達の改正（平成 28 年 12 月）

<改正後の手形通達の内容>

<p>親事業者による下請代金の支払については、以下によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 下請代金の支払は、できる限り現金によるものとすること。 2 手形等により下請代金を支払う場合には、その現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること。 3 下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、繊維業90日以内、その他の業種120日以内とすることは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう努めること。

(資料) 第1回約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会資料

3 約束手形を用いた取引の問題点

3.1 取引先に資金繰りの負担を求める取引慣行(長い支払サイト)

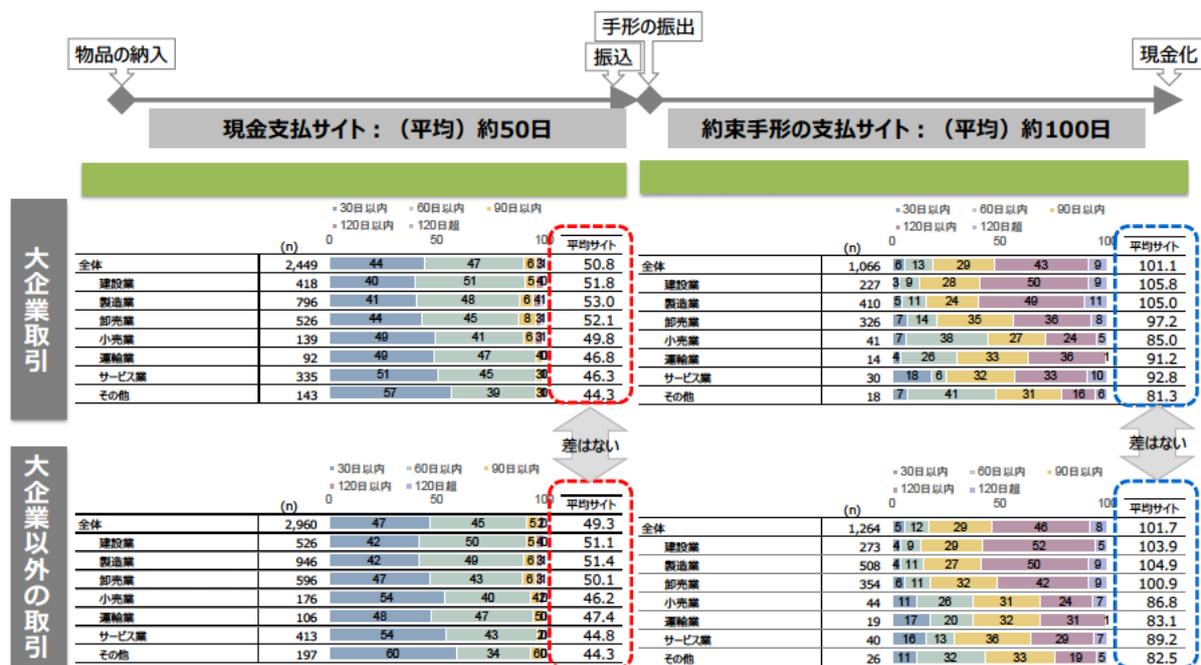
3.1.1 現金(振込)および約束手形の支払サイト

令和2年度アンケート調査¹において、現金(振込)による支払、約束手形による支払それぞれのサイトを質問したところ、現金(振込)のサイトが平均すると約50日であるのに対し、約束手形は約100日と現金(振込)と比べて約2倍の長さであった。

なお、現金(振込)の支払期日に約束手形が振り出される取引も多く、その場合は、物品等の納品から代金受取まで約150日と更に長くなる。

約束手形の支払サイトが長いことは、その間の利息や割引料が支払われていない取引慣行と併せると、取引先企業に資金繰りを負担させるという弊害の伴う支払手段であるとも言える。

図表 5 現金(振込)および約束手形の支払サイト



アンケートでは、現金/手形による支払サイト毎(30日以内、60日以内、90日以内、120日以内、150日以内)の割合を質問。各選択肢を以下の日数に読み替えて平均値を算出。「30日以内→30日」「60日以内→60日」「90日以内→90日」「120日以内→120日」「120日超→150日」

(資料) 令和2年度アンケート調査

¹ 令和2年9月に中小企業庁が実施した、日本国内の企業を対象とする支払の実態に関するアンケート調査。3,350社(大企業158社、中小企業3,192社)の回答を得た。

また、自主行動計画のフォローアップ調査においても、繊維・自動車が90日、その他の業種は120日が最も多く、サイトの短縮化がなお課題となっている。

図表 6 手形サイトの現状（自主行動計画フォローアップ調査）

＜令和元年度 下請中小企業との取引の支払条件の改善（手形サイト）についての調査結果＞

発注側	手形サイト					影響先 (資金繰り悪化)	受注側	手形サイト					影響先 (資金繰り改善)
	30日以内	60日以内	90日以内	120日以内	120日超			30日以内	60日以内	90日以内	120日以内	120日超	
自動車	0%	25%	75%	0%	0%	75%	自動車	0%	25%	75%	0%	0%	75%
自動車部品	0%	22%	35%	43%	0%	78%	自動車部品	4%	24%	41%	30%	2%	73%
薬形材	1%	6%	30%	59%	4%	93%	薬形材	1%	8%	28%	58%	6%	92%
繊維	3%	17%	59%	14%	7%	80%	繊維	2%	14%	47%	25%	11%	83%
電機・情報	1%	10%	21%	68%	0%	89%	電機・情報	0%	4%	26%	70%	0%	96%
ソフトウェア	0%	0%	100%	0%	0%	100%	ソフトウェア	0%	50%	25%	25%	0%	50%
産業機械	0%	12%	12%	65%	12%	89%	産業機械	7%	13%	7%	53%	20%	80%
工作機械	0%	10%	29%	61%	0%	90%	工作機械	0%	0%	0%	100%	0%	100%
建設機械	0%	33%	17%	39%	11%	67%	建設機械	0%	13%	13%	38%	38%	89%
半導体製造装置	9%	9%	0%	82%	0%	82%	半導体製造装置	25%	0%	0%	75%	0%	75%
航空宇宙	0%	0%	20%	80%	0%	100%	航空宇宙	0%	0%	0%	0%	0%	0%
小売	11%	56%	28%	6%	0%	34%	小売	0%	67%	33%	0%	0%	33%
全体	18%					82%	全体	14%					86%

（資料）第3回約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会資料

※設問 28：「下請代金を手形等で支払っている場合、手形等のサイトはどれくらい」という設問に対して、「30日以内」「60日以内」「90日以内」「120日以内」「120日超」の回答項目を設置。

3.1.2 諸外国と比べて長い我が国の支払サイト

本検討会において「約束手形が多用され、支払サイトが長いのは日本企業の特徴」「外国企業との取引は支払サイトが短い銀行振込やクレジットカード決済が通常であり、資金繰りの負担がない」との指摘があった。

支払サイトを国際比較するため、諸外国における大手企業の買入債務回転期間、売上債権回転期間を算出すると、日本の企業の支払サイトはほとんどの業種において長い傾向にある。なお、買入債務回転期間は企業における平均的な支払サイトを、売上債権回転期間は平均的な受取サイトを示す指標である。

企業間取引の国境がなくなった今日において、我が国のビジネス環境の魅力を高めていくという観点から、また、有望なベンチャー企業や中小企業を育成する観点からも、取引先企業に対して資金繰りの負担を寄せる取引慣行は見直されるべき課題である。

図表 7 支払サイトの現状（諸外国との比較）

業種	買入債務回転期間									売上債権回転期間								
	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	オーストラリア	シンガポール	中国	韓国	諸外国	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	オーストラリア	シンガポール	中国	韓国	諸外国
全体	63日	54日	50日	56日	59日	86日	94日	42日	-	76日	56日	48日	41日	53日	85日	72日	64日	-
自動車	60日	-9日	-6日	-12日	+5日	-30日	+46日	-24日	-	63日	-24日	-34日	-34日	-31日	+14日	+14日	-21日	-
自動車部品	59日	-4日	-7日	-15日	-13日	+4日	+39日	-3日	-	64日	-6日	-22日	-32日	-13日	-20日	+9日	+1日	-
卸売	65日	-25日	-32日	-43日	-27日	-34日	-34日	-19日	-	66日	-25日	-42日	-31日	-25日	-30日	-46日	-24日	-
農形材	70日	-21日	-19日	-35日	-21日	-9日	-0日	-26日	-	85日	-28日	-32日	-52日	-32日	+4日	-33日	-11日	-
産業機械	83日	-16日	-39日	-44日	-34日	+7日	+18日	-26日	-	101日	-43日	-46日	-57日	-31日	-13日	-25日	-14日	-
工作機械	77日	-26日	-27日	-43日	-10日	+21日	+37日	-23日	-	99日	-35日	-28日	-49日	-38日	-0日	+17日	-14日	-
建設機械	83日	-43日	-37日	-37日	-10日	+57日	+50日	-29日	-	93日	-47日	-42日	-55日	-27日	+129日	+48日	-29日	-
半導体製造装置	71日	-22日	-	-	-	+4日	-	-22日	-	93日	-11日	-	-	-	+6日	-	-7日	-
航空宇宙	40日	+11日	+5日	+2日	-5日	+42日	+131日	-10日	-	81日	-23日	-21日	-30日	-44日	+14日	+52日	-26日	-
繊維	62日	-11日	-10日	-14日	-4日	+30日	+5日	-22日	-	78日	-23日	-26日	-40日	-26日	+10日	-14日	-30日	-
紙・紙加工業	77日	-38日	-20日	-34日	-31日	+21日	-11日	-48日	-	78日	-39日	-24日	-47日	-17日	-10日	-15日	-19日	-
電機・情報通信機器	62日	-1日	-16日	-19日	-1日	+17日	+29日	-16日	-	80日	-18日	-27日	-33日	-26日	-3日	-1日	-14日	-
情報サービス・ソフトウェア	36日	+30日	+14日	+61日	+16日	+53日	+145日	+8日	-	49日	+1日	-5日	-1日	-3日	+32日	+18日	+15日	-
小売	45日	+3日	-5日	-13日	-9日	+25日	+12日	-2日	-	17日	-6日	-7日	+7日	+1日	+31日	+5日	+10日	-
建材、住宅設備	71日	-30日	-23日	+62日	-16日	+22日	+0日	-28日	-	76日	-18日	-27日	-27日	-30日	+18日	-13日	-31日	-
金属産業	58日	-19日	-7日	-20日	-11日	+69日	-5日	-24日	-	78日	-28日	-23日	-49日	-30日	+30日	-47日	-22日	-
化学産業	84日	-19日	-32日	-15日	-31日	-17日	-26日	-44日	-	95日	-39日	-54日	-53日	-46日	-30日	-55日	-34日	-
放送コンテンツ業	30日	+9日	+10日	+61日	+46日	+85日	+160日	-15日	-	40日	+32日	+5日	-3日	+29日	+48日	+75日	+29日	-
トラック運送業	26日	+15日	+10日	+4日	+31日	+59日	+35日	-3日	-	48日	-7日	+2日	-13日	-0日	+28日	+16日	-2日	-
建設業	85日	-39日	-34日	-25日	-34日	+13日	+62日	-42日	-	117日	-69日	-78日	-80日	-84日	-49日	-43日	-33日	-
食品製造	45日	+14日	+5日	+24日	+5日	+15日	-2日	-17日	-	54日	-16日	-19日	-17日	-12日	-4日	-39日	-15日	-
医薬品製造	87日	-22日	-33日	+11日	+5日	+29日	-7日	-46日	-	107日	-40日	-56日	-58日	-49日	-18日	-40日	-18日	-
印刷業	72日	-27日	-8日	-33日	-10日	+15日	-2日	-34日	-	77日	-16日	-13日	-24日	-18日	+9日	-1日	-20日	-
広告業	56日	+57日	+14日	+16日	+76日	+54日	+23日	-4日	-	57日	+50日	+3日	+6日	+45日	+37日	+41日	+60日	-

※各業種の売上高1百万ドル以上、売上原価上位100社を対象とし、2020年9月時点で収録のあった直近2年分の決算情報より算出
 (資料) Bureau van Dijk 社 Orbisより作成

諸外国の数値(±xx日)は日本との差

※買入債務回転期間、売上債権回転期間について

「買入債務回転期間」は企業における平均的な支払サイトを、「売上債権回転期間」は平均的な受取サイトを表す指標であり、算出方法は以下のとおり。

$$\text{買入債務回転期間(日)} = \frac{\text{買入債務(買掛金, 支払手形など)}}{\text{売上原価} \div 365}$$

$$\text{売上債権回転期間(日)} = \frac{\text{売上債権(売掛金, 受取手形など)}}{\text{売上高} \div 365}$$

なお、諸外国における主要な支払手段を見ると、手形による支払は、日本の他には中国、韓国等、一部の国にのみ主立って見られる商習慣である。手形による支払の習慣がある国は、支払サイトが比較的長い傾向が見受けられ、手形の利用が支払サイトを長期化させる一因になっていると考えられる。

図表 8 諸外国の主要支払手段

国名	主要な支払手段 (BtoB)	備考
アメリカ	小切手、銀行振込、クレジットカード	小切手主体だったが、銀行振込やクレジットカードが浸透。
イギリス	銀行振込、口座引落、クレジットカード、小切手	欧州ではSEPA（欧州36カ国を跨ぐユーロ建ての電子決済が行える地域およびそのスキームのこと。振込、口座引落、カード払などの決済が対象）が導入済み。 ※SEPA：Single Euro Payment Area、単一ユーロ決済圏
ドイツ	銀行振込、口座引落、クレジットカード	
オーストラリア	小切手、クレジットカード、銀行振込	米国同様の商習慣。
シンガポール	銀行振込、小切手	手形は不渡罰則が弱く、浸透せず。 手形の代わりに発達した小切手は政府が2025年までに廃止する目標を設定。代わりにスマートフォン、PC等での電子即時送金制度（PayNow）を推進。
中国	銀行振込、為替手形、小切手 （※手形は通常、銀行が保証しており、日本の為替手形に相当）	成長期の資金不足を背景に手形発達。 なお、手形は大半が電子、銀行引受手形。
韓国	銀行振込、約束手形	成長期の資金不足および日本同様の厳しい不渡罰則（取引停止処分）を背景に手形発達。電子手形への移行進展。
日本	銀行振込、約束手形	高度成長期の資金不足を背景に手形発達、現在でも残存。

（資料）金融機関の海外支店ヒアリング情報に基づき作成

3.2 取引先が利息・割引料を負担する取引慣行

3.2.1 手形支払時の割引料の勘案状況

取引は同時履行が原則であること、本質的には割引料は金銭が支払われるまでの期間に対する利息としての性格を有していること等に鑑みれば、割引料は期限の利益を享受する振出人が負担すべきものであると考えられる。

しかしながら、令和2年度アンケート調査によると、「手形を受け取る際には割引料は勘案されておらず、割引料は自社負担である」との回答は76.9%であり、多くの取引において利息や割引料は振出人からは支払われておらず、受取人が負担する構造となっていることがうかがえる。

図表 9 割引料の勘案状況

<割引料の勘案状況 (%)> ※「手形割引を利用していない」と回答した先を除いて100%となるよう構成比を再計算

業種	(n)	勘案されている	一部勘案されている	勘案されていない	分からない
全体	1327	3.2	7.4	76.9	12.6
建設業	269	2.2	7.1	74.0	16.7
製造業	535	3.4	7.3	78.9	10.5
卸売業	346	2.0	7.5	82.4	8.1
小売業	47	6.4	10.6	70.2	12.8
運輸業	33	9.1	9.1	48.5	33.3
サービス業	69	7.2	4.3	65.2	23.2
その他	28	0.0	10.7	71.4	17.9

(資料) 令和2年度アンケート調査

3.2.2 約束手形に関わる手数料体系（金融機関における取引慣行の問題）

約束手形は振出から現金の受け取りまでに、振出人、受取人のそれぞれがコストを負担する必要がある。具体的には、振出人には用紙交付手数料など、受取人には取立手数料や割引料などの負担が生じている。

手形関連の手数料は取扱金融機関によって定められているが、1枚あたりに換算して、振出人が負担する用紙交付手数料が66円から220円程度（メガバンクの場合）であるのに対し、受取人が負担する取立手数料は770円から880円であるなど、金融機関が設定する料金が振出人に有利な料金体系となっている。

令和2年度アンケート調査でも、振出人が手形による支払をやめたくない理由として17.3%が「費用負担が少額である」と回答しており、金融機関が設定する料金体系が、振出人によって約束手形が選択され続ける一因となっている。

図表 10 振出人に有利な約束手形の取引慣行

約束手形の取引慣行	◎メリットを受けるケース		△デメリットを負担するケース	
	振出人	受取人	金融機関	
資金繰り関連				
・支払サイトの確保	◎現金・振込に比べ、支払までのサイトが長い	△入金が遅い		
・割引料の負担	◎サイトのメリットを受けるも、割引料を負担するケースは稀	△資金が必要な場合、手数料を負担して手形を割引		
コスト関連				
・手形帳発行手数料	◎発行手数料は割安			△コストに見合う手数料を請求できていない可能性もある
・手形印紙代	(振出人が負担)			
・郵送料	◎通常は振出人負担だが、受取人負担のケースも見られる	△郵送料の負担を求められるケースも見られる		
・取立手数料		△受取人が取立手数料を支払う必要がある		△金融機関内部の事務コスト、手形交換所の運営コスト等、十分に手数料に反映できていない可能性もある

↑
メリットが多い

(資料) 第5回約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会資料

3.3 「紙」を取り扱う事務負担・リスク負担

約束手形の場合、発行、保管、流通（手形交換）、取立という一連の支払手続において、現物である「紙」の管理、授受が伴うことになる。そのため、手形の振出人、受取人、金融機関のそれぞれにおいて「紙幣」と同等の管理が必要となり、その過程では様々なコストとリスクが存在する。

一般社団法人全国銀行協会によると、「紙」の約束手形(小切手も含む)を用いることにより、社会全体で年間 2,042 億円のコストが発生していると試算されている。

図表 11 「紙」であることにより生じるコストとリスク



(資料) 第5回約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会資料

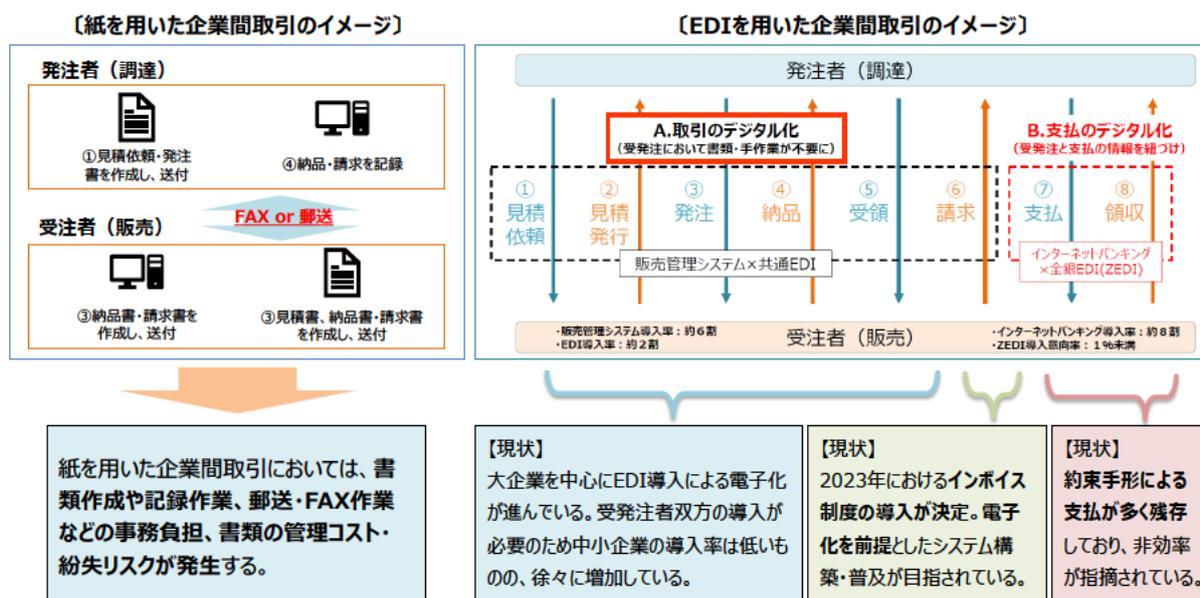
図表 12 約束手形を用いることによる社会的コストの試算

(年間、億円)	紙の手形・小切手の場合にかかるコスト	電子化した場合にかかるコスト	紙から電子へ移行した場合のコスト増減額
人件費	749	351	▲ 399
システム・諸経費	196	0	▲ 196
機械化・IT導入費用	121	0	▲ 121
手形・小切手郵送費	62	0	▲ 62
領収書郵送費	13	0	▲ 13
紛失等リスク費用	0.2	0.0	▲ 0.2
銀行手数料	128	577	449
用紙交付手数料	24	0	▲ 24
取立手数料	104	0	▲ 104
でんさい:発生記録手数料	0	128	128
でんさい:譲渡記録手数料	0	23	23
でんさい:入金手数料	0	41	41
EB振込手数料	0	232	232
EB初期契約料・月額利用料	0	153	153
印紙	969	0	▲ 969
手形・小切手印紙代	272	0	▲ 272
領収書印紙代	697	0	▲ 697
合計	2,042	928	▲ 1,114

(資料) 全国銀行協会「平成30年 手形・小切手の社会的コストの実態調査」

「紙」であることに伴うコストやリスクは、電子化(インターネットバンキング、電子記録債権)によって負担軽減が可能であるが、振出人が約束手形を選ぶことにより、受取人、金融機関にも事務やリスク負担を生じさせている。特に、EDIによる企業間取引の電子化を進めていく上で、決済が約束手形のままでは取引の電子化は完成しない。取引の電子化の普及という観点からも約束手形から電子的手段による支払に移行していくことが必須である。

図表 13 EDI との関係



(資料) 第5回約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会資料 (中小企業庁「中小企業のデジタル化に向けて」より)

3.4 受取人の9割、振出人の7割超が「やめたい」との意向

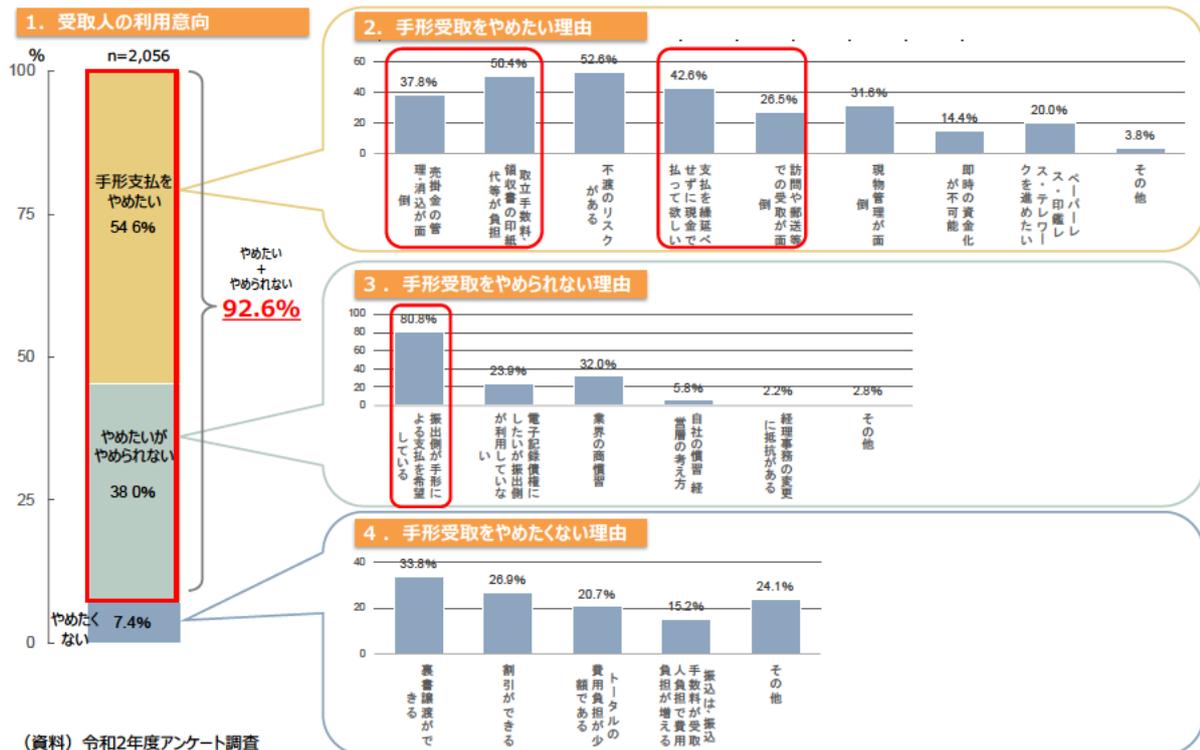
令和2年度アンケート調査によると、受取人、振出人の多くが、約束手形の利用をやめたいとの意向を持っていることがうかがえる。

3.4.1 受取人の利用意向

令和2年度アンケート調査によると、受取人の92.6%が約束手形の利用を「やめたい」との意向（「やめたい」「やめたいがやめられない」の合計値）である。

受取人が約束手形の利用をやめたい理由としては、「不渡のリスク」「取立手数料、領収書の印紙代等が負担」「支払を繰り延べせずに現金で支払ってほしい」などが多く挙げられている。その一方で、やめられない理由としては、「振出側が手形による支払を希望している」が多い。

図表 14 約束手形の利用意向（受取人）

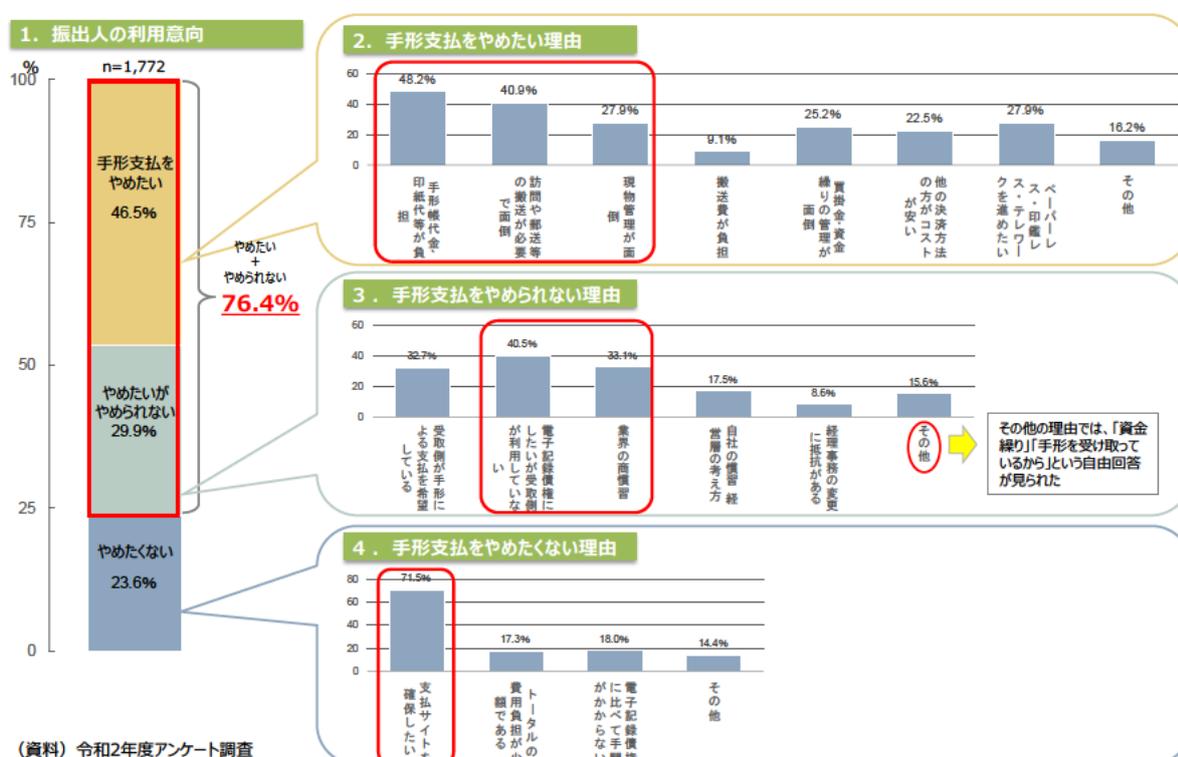


3.4.2 振出人の利用意向

一方、振出人の利用意向としては、76.4%が約束手形の利用を「やめたい」との意向（「やめたい」「やめたいがやめられない」の合計値）である。

振出人が約束手形の利用をやめたい理由としては、「手形帳購入代金・印紙代等が負担」「訪問や郵送等の搬送が必要で面倒」「現物管理が面倒」などが多く挙げられている。また、やめられない理由としては、「電子記録債権にしたいが受取側が利用していない」「業界の商慣習」が多い。

図表 15 約束手形の利用意向（振出人）



4 約束手形に対する今後の方向性

4.1 手形通達の再改正

支払条件の改善を更に推し進めるため、手形通達を再度改正すべきである。具体的には、以下の内容が想定される。

- 手形等のサイトを業種にかかわらず 60 日以内とすること
- 手形の割引料に関する協議を促進するため、本体価格分と割引料相当額を分けて明示すべきであること
- 施行は、振出人の資金繰りに影響する経済状況などの取引の実態や周知期間を考慮して定めること(例えば3年)

4.2 約束手形の利用の廃止

約束手形は先履行した取引に対して、取引先への支払を一定期間猶予してもらい決済手段である。特に、企業の資金需要が旺盛で銀行融資が十分にそのニーズに応えられず、法人部門全体で資金が不足していた高度経済成長期には、サプライチェーン全体で資金繰りの負担を分かち合う役割を果たしてきた。

しかし現金取引と比べて支払サイトが約2倍と長いなど、他の決済手段と比べて取引上の立場の弱い受注企業に対して資金繰りを負担させる性質が強い決済手段である。法人部門が資金余剰に転じ、また、金融に関する様々な規制が緩和されて資金調達がしやすくなった現代においてもなお従来の存在意義があるかは疑問である。

また、日本の大手企業の設定する支払サイトは諸外国と比べてほぼ全ての業種において長い傾向が見られる。企業間取引の国境がなくなった今日において、我が国のビジネス環境の魅力を高めていくという観点、有望なベンチャー企業や中小企業を資金支援していく観点からも、取引先企業に対して資金繰りの負担を寄せる支払サイトの長い取引慣行は見直されるべきであると考えられる。

さらに、約束手形には、「紙」を取り扱うことによる事務負担・リスクが存在している。EDIを用いた企業間取引の電子化を進めていく上で、決済が約束手形のままでは取引の電子化は完成しない。取引の電子化・効率化を推進する観点からも「紙」の取扱いが不可避な約束手形を用いた決済は見直されるべきである。

約束手形を用いている事業者も、受取側の9割、振出側も7割を超える事業者が約束手形を「やめたい」との意向を持っている(令和2年度アンケート調査)。

以上を踏まえると約束手形の利用を廃止していくべきである。支払サイトを短くしていくためには約束手形よりも支払サイトの短い決済手段(現金振込)への切り替えが進められるべきである。発注企業の資金繰り負担などから直ちに切り替えができない場合であっても、少なくとも「紙」による決済をやる観点から、電子的決済手段(電子記録債権等)への切り替えを進めるべきである。

5 約束手形の利用を廃止していくにあたっての課題

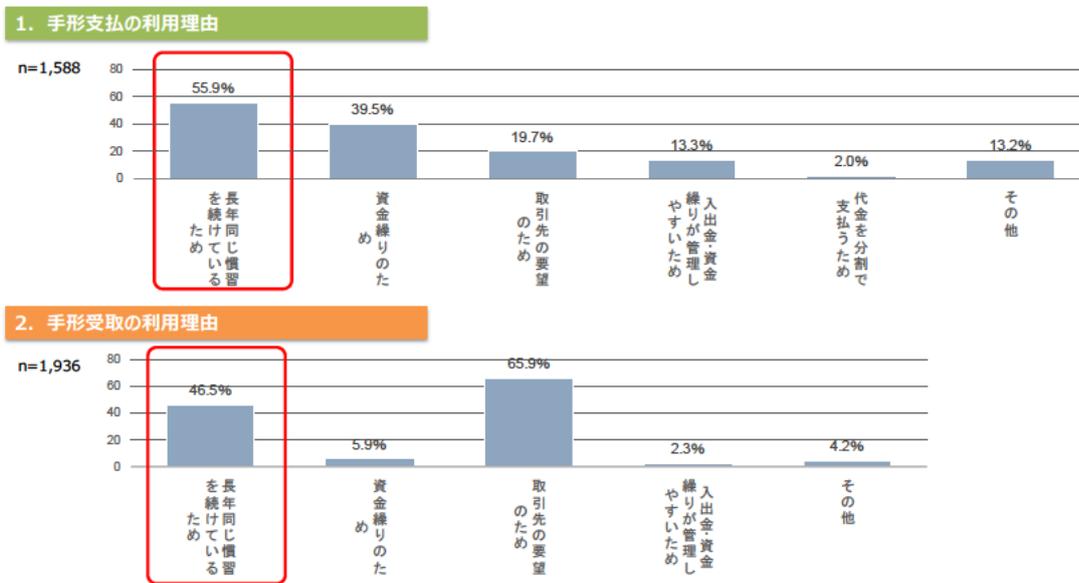
5.1 業界全体での取り組み・サプライチェーン全体での取り組みの必要性

5.1.1 業界全体での取り組みの必要性

約束手形を使う理由は支払側、受取側ともに「長年同じ慣習を続けている」が半数程度を占めている。個社の努力だけでなく、業界の慣習を変えていく取り組みが必要である。

約束手形による支払をやめて現金支払への移行に取り組んだ企業へのヒアリング調査では、約束手形をやめた背景として「社会として手形廃止に向けて動いていく機運の存在」「国交省のガイドライン」「経産省の方針、振興基準の改正」「業界団体の自主行動計画」などの声が聞かれた。業界全体の取り組みを引き出す手法として、国のガイドラインや産業界による自主行動計画の策定が有効であると考えられる。

図表 16 約束手形を利用する理由



(資料) 令和2年度アンケート調査

図表 17 【ヒアリング結果】支払条件を改善（現金化）した理由

- ◆ 経産省の方針、振興基準の改正を受け、その主旨に賛同すると共に、下請先の事業環境の改善のため実施した。(製造業・大企業)
- ◆ 未来志向型取引慣行、下請法の運用基準の強化、各業界団体の自主行動計画に基づき、自社と下請事業者双方の取引環境の改善を図るため実施した。(製造業・大企業)
- ◆ 国交省「建設業法令順守ガイドライン」による要請に従い、業界においてサイト短縮を行う企業が増加しており、それに追随して実施した。(建設業・大企業)

5.1.2 サプライチェーン全体での取り組みの必要性

個々の企業にとっては「受取」と「支払」のサイトをバランスさせる必要があり、約束手形の利用をやめ、サイトを短くしていくためには大企業間取引も含めたサプライチェーン全体での取り組みが必要である。

令和2年度アンケート調査では、約束手形を利用する理由として「自社が約束手形で支払を受けているため、やむをえず手形を利用している」を挙げる声が見られ、また、支払条件の改善に取り組んだ企業へのヒアリング調査でも、「サプライチェーン全体でのサイト短縮に向けた取り組みが必要」との声が聞かれた。

サプライチェーン全体での取り組みがない中で個別企業が支払条件の改善に取り組むと、その企業に資金繰り負担がしわ寄せされることになり、支払条件改善に対するマイナスのインセンティブが生じてしまうことになる。

図表 18 【ヒアリング結果】支払条件改善時の困難

- ◆ 自社が受取側の取引もあるので、自社だけサイト短縮に取り組むと自社へのしわ寄せが否めない。支払サイト短縮に取り組んでいる企業も存在するが、十分であるようには思えない。サプライチェーンの上流から改善して欲しい。(建設業・大企業)
- ◆ 自社はサイト短縮に取り組んだものの、受取の手形サイトは従前と不変である。サプライチェーン全体での施策を検討してほしい。(建設業・大企業)
- ◆ サプライチェーン上流は他業界であることも多く、業界全体に支払条件の改善の流れがあったとしても、それに当てはまらない企業がサプライチェーンに存在することになる。全業界にわたっての改善が望まれる。(建設業・大企業)

5.2 代替手段である電子的手段(銀行振込や電子記録債権等)の利便性の向上

令和2年度アンケート調査によると、決済手段を決める振出人が約束手形を「やめたいがやめられない」理由として、「電子記録債権にしたいが受取側が利用していない」が最も多い回答(40.5%)であった。他方、電子記録債権を利用しない理由を聞くと、「取引先が利用していない」「メリットを感じない」との声が聞かれた。この点、代替手段である電子的手段(銀行振込や電子記録債権等)の利便性にも課題があると考えられ、約束手形の利用を廃止していくためには、代替手段である電子的手段について、少なくとも約束手形以上の商品性を確保していくことが必要である。

図表 19 電子記録債権を利用しない理由

<電子記録債権を利用しない理由 (%)>

業種	(n)	導入に費用がかかる	社内体制の変更が難しい	取引先に不安がある	取引先が利用していない	パソコンの操作に慣れていない	手形現物が無いと不安がある	手形と電子記録債権を併用することで、管理が面倒になる	メリットを感じない	導入の方法が分からない	電子記録債権を知らない	特になし	利用を検討している	既に利用している	利用する必要がない	その他
全体	3350	8.5	6.9	6.5	20.1	2.5	1.6	8.0	12.5	3.0	4.5	12.8	3.5	21.7	22.6	1.8
建設業	577	10.1	8.8	9.9	25.6	3.3	2.9	9.0	13.3	4.5	5.9	11.6	4.2	24.4	16.3	1.0
製造業	1059	9.3	6.6	5.2	20.8	2.1	2.2	9.9	12.9	2.5	2.4	11.7	4.4	27.7	16.0	2.1
卸売業	675	7.4	6.7	4.9	21.2	2.7	1.5	10.5	11.0	1.6	2.7	10.5	3.9	30.8	15.4	2.8
小売業	206	7.3	5.8	8.7	13.6	3.4	0.0	7.8	14.6	1.9	7.3	14.1	1.9	11.7	34.5	1.0
運輸業	118	11.0	11.9	8.5	16.9	5.9	0.8	2.5	9.3	5.9	7.6	14.4	4.2	12.7	27.1	1.7
サービス業	487	7.0	6.0	6.4	16.4	1.8	0.4	2.9	14.4	3.7	6.8	16.8	1.6	7.2	38.2	0.8
その他	228	7.5	4.4	6.1	14.5	0.4	0.4	2.6	9.2	2.6	7.0	17.1	0.9	5.3	44.7	1.8

(資料) 令和2年度アンケート調査

5.2.1 利用料金

電子的手段の利用料金をみると約束手形と比べて振出人の支払う料金は高額であること、多くの金融機関においては電子記録債権の利用にはインターネットバンキングの契約が必須であり、それがコストを高めていることなどが、約束手形が選択され続けるインセンティブとなっている可能性がある。

約束手形の利用料金体系の見直しと併せて、電子的手段の利用料金の低減を図り、利便性を高めていく必要がある。

5.2.2 電子記録債権間の互換性

支払側が電子記録債権で決済をしようとする場合、受取側も同じ電子債権記録機関の口座を持っている必要がある。現在、複数の電子債権記録機関があるが、電子記録債権の普及を高めていく上では電子債権記録機関間で互換性が確保されることも課題である。この点、令和元年に制度上の手当てがされ、サービスが開始されたものの、手続に高額な手数料がかかる(1件あたり3300円)など、課題が残る。

5.2.3 ITリテラシー

特に中小・小規模事業者から、紙の約束手形をやめて電子的な支払手段に移行する際の具体的な課題として「PC・でんさい等の操作が不安」であるとの声がある。金融機関のサイトにおいても専門用語が用いられており、それが理解を妨げている可能性があるため、でんさいの取引画面においても分かりやすい画面づくりが求められる。

5.2.4 普及・促進の取り組み

インターネットバンキングや電子記録債権は金融機関によって提供される決済サービスである。「導入の際には苦労したが金融機関のフォローがあり助かった」という利用者の声もあるため、更なる普及・促進に向けた金融機関による取り組みも重要である。

5.2.5 その他

「紙の約束手形が大企業との取引を証明する手段として用いられている」との声も聞かれた。電子的な決済手段に移行したとしても、従来の約束手形が果たしてきた機能が確保される取り組みが必要である。

図表 20 【ヒアリング結果】電子記録債権導入の感想

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">◆ 電子記録債権の導入時は苦労した。公開されている文書を参照したり、銀行のフォローを受けたりしながら徐々に操作に慣れていった。慣れると使い勝手が良く、事務負担も減ったので助かっている。(製造業・中小企業)◆ 電子記録債権の知名度が低く導入が困難だった。下請企業への導入を支援するために自社で説明会を行ったが、その費用が負担となった。(建設業・大企業) |
|--|

5.3 資金繰り

5.3.1 サプライチェーン全体での取り組み

振出側が約束手形をやめられない理由に「資金繰り」が挙げられる。個々の企業にとっては「受取」と「支払」のサイトをバランスさせる必要があり、約束手形の利用をやめサイトを短くしていくためには、大企業間取引も含めたサプライチェーン全体での取り組みが必要である。

5.3.2 公的支援の活用

取引先の支払条件の改善に取り組む企業に対する公的支援としては、日本政策金融公庫による低利融資制度がある。この制度は約束手形を現金決済に変更するための運転資金も対象となっており、約束手形をやめるための手段としてこうした制度も活用していくべきであろう。

また、下請中小企業振興法に基づく措置として、下請事業者への支払条件の改善(約束手形から現金化や支払サイトの短縮化)に取り組むための公的支援措置がある(日本政策金融公庫による低利融資や債務保証など)。下請中小企業振興法を改正して、こうした支援措置を受けるための要件を緩和することも検討されている。

図表 21 日本政策金融公庫による企業活力強化資金

【日本政策金融公庫による企業活力強化資金】

貸付対象	取引先に対する支払条件の改善に取り組む者
資金使途	支払条件の改善に取り組む者が必要とする設備資金および長期運転資金
貸付期間	運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内) 設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内)
貸付限度額	直接貸付: 7億2千万円(うち運転資金2億5千万円) 代理貸付: 1億2千万円
貸付利率 ※令和3年2月1日現在	・基準金利: 1.11%~1.40%(信用リスクや融資期間に応じて適用) ・ただし、手形を完全現金化する方または手形サイトを60日以内に短縮化する方が必要とする資金については2億7千万円まで特別利率①(基準金利-0.4%)

(参考) 日本政策金融公庫による中小企業事業の融資対象

対象業種	対象規模
製造業※1、建設業、運輸業など	資本金3億円以下 または 従業員300人以下
卸売業	資本金1億円以下 または 従業員100人以下
小売業	資本金5千万円以下 または 従業員50人以下
サービス業※2	資本金5千万円以下 または 従業員100人以下

※1 製造業のうち、ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業、工業用ベルト製造業を除く)は、資本金3億円以下または従業員900人以下。

※2 サービス業のうち、旅館業は、資本金5千万円以下または従業員200人以下、ソフトウェア業及び情報処理サービス業は、資本金3億円以下または従業員300人以下。

※3 貸付対象は、上記の業種及び企業規模に該当する会社(監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、土地家屋調査士法人、社会保険労務士法人及び行政書士法人を含む。)及び個人、ならびに中小企業等協同組合等。

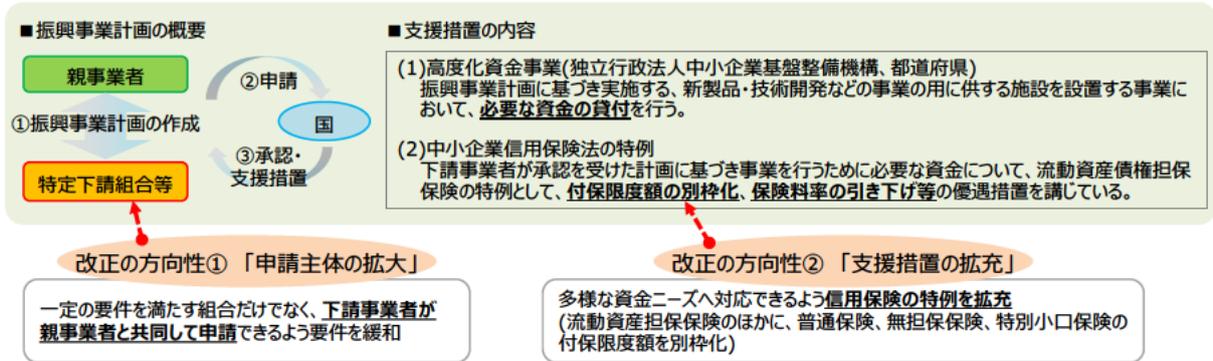
※4 以下の業種は、中小企業事業の融資等の対象外(国民生活事業、農林水産事業で対象となる業種もある)。

ー農業、林業、漁業、金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)、不動産業のうち住宅及び住宅用の土地の賃貸業、非営利団体、一部の風俗営業、公序良俗に反するもの、投機的なものなど

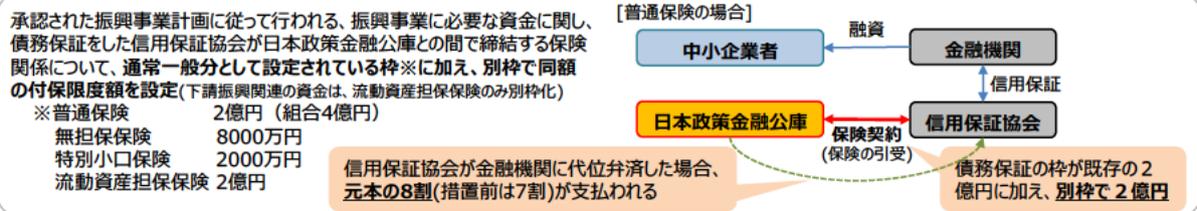
(資料)日本政策金融公庫ホームページより抜粋・作成

図表 22 振興事業計画の改正による支援措置の拡充

【振興事業計画（下請中小企業振興法第5条）の改正による支援措置の拡充】



(参考) 中小企業信用保険の特例の概要



(資料) 中小企業庁

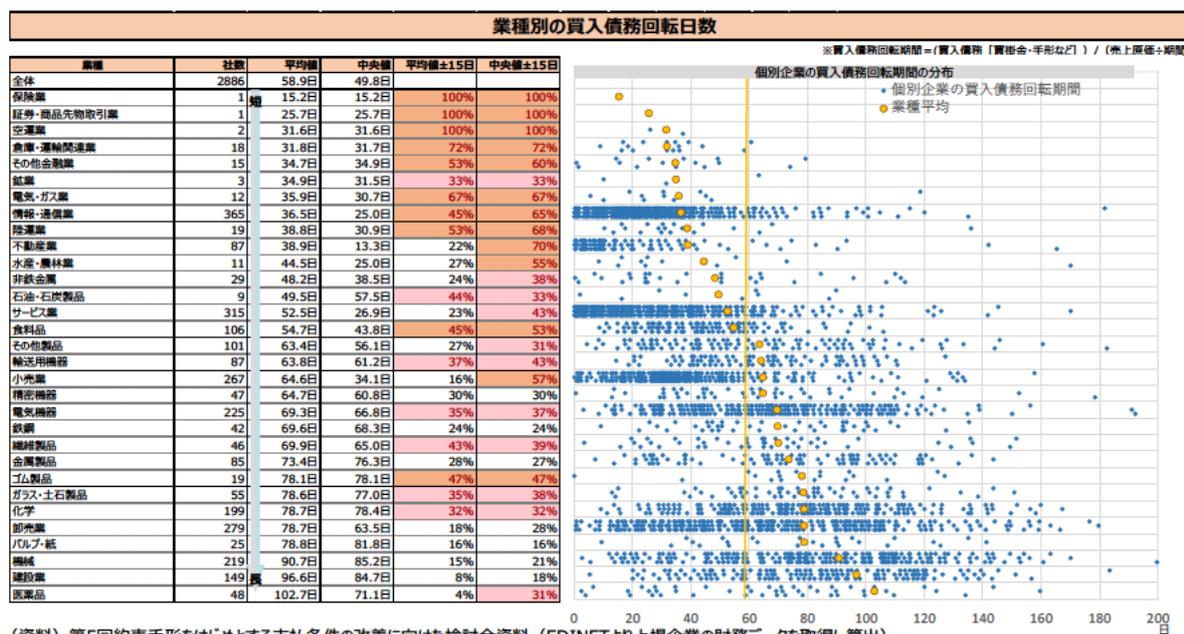
5.4 支払サイトの短縮化

支払サイトを維持したまま支払手段を現金振込とすると、約束手形よりも換金しにくくなる分、支払条件が悪くなる可能性がある。そのため、「約束手形の利用の廃止」は支払サイトの短縮化と併せて行う必要がある。

また、本検討会では「受取は現金、支払は約束手形としている業界や企業がある」「サプライチェーン全体の取り組みが必要だが、途中でフリーライドする企業が出てはサプライチェーン全体での取り組みが進まない」との指摘があった。企業は支払条件に関する社内基準を決めているのが一般的であり、社内基準を見直して支払サイトを短縮化していくことが求められる。

このような観点から上場企業が公表している有価証券報告書のデータをみると、各企業の支払手段の別(振込、約束手形、電子記録債権の別)や、支払サイトの大まかな傾向が分かる。業種によって現金化のサイクルが異なるため支払サイトの長さにも業種の特徴が見られるが、同一の業種であっても企業によって支払サイトに幅がある。例えば、業界平均値よりも長い支払サイトとなっている企業は、業界平均を目指すなど、支払サイトの短縮への取り組みが求められる。

図表 23 支払サイトの現状（業種別比較）



6 ファクタリング

6.1 ファクタリングの利用状況

売掛債権を期日前に譲渡することで現金を得る「ファクタリング」は、中小企業の資金繰り対応として活用されている手法の一つである。令和2年度アンケート調査によると、ファクタリングを利用しているのは、全体の4割、製造業と卸売業では5割を超えている。

ユーザーである中小企業のニーズに合致した安心して利用できるファクタリングサービスを提供していくことも重要な課題である。

図表 24 ファクタリングの利用有無

<ファクタリングの利用有無 (%)>

業種	(n)	ファクタリングを利用している	ファクタリングを利用していない
全体	3350	45.4	54.6
建設業	577	43.2	56.8
製造業	1059	55.2	44.8
卸売業	675	51.6	48.4
小売業	206	34.0	66.0
運輸業	118	41.5	58.5
サービス業	487	31.6	68.4
その他	228	28.5	71.5

(資料) 令和2年度アンケート調査

6.2 ファクタリングの課題

ファクタリングの利用者が感じるサービスの課題として「手数料が高い」が最も多く、次に「現金化までに時間がかかる」が多かった。

図表 25 ファクタリングに対する不満点

<ファクタリングに対する不満 (%)>

業種	(n)	手数料が高い	一定のロットが必要	現金化までに時間がかかる	信頼できるファクタリング会社がない
全体	1520	62.8	12.9	27.0	6.2
建設業	249	61.0	14.5	28.9	5.6
製造業	585	62.1	10.3	27.0	4.8
卸売業	348	64.9	18.4	23.6	4.3
小売業	70	60.0	8.6	30.0	10.0
運輸業	49	65.3	6.1	32.7	6.1
サービス業	154	65.6	12.3	27.3	12.3
その他	65	60.0	12.3	29.2	12.3

(資料) 令和2年度アンケート調査

また、中小企業などの事業者に対するファクタリングを装った悪質な金融業者も存在している。悪

質な事例としては、「手数料を年率換算すると事実上高金利になる」「債権回収のために通帳、銀行印等を預かる」「代表者や家族を保証人とする」「小切手、手形を担保として徴求する」といった事が確認されている。

このような取引は、実質的な融資であるにも関わらずファクタリングを偽装するといった方法が用いられる。なお、悪質な事業者については、金融庁や日本弁護士連合会、日本貸金業協会などが注意喚起を行っており、また、警察による摘発も行われている。

この他にも、ファクタリングサービスに関しては、親事業者が下請事業者に対しファクタリングサービスの利用を強制するといった問題がある。

6.3 対応策

ファクタリングの手数料については、債権の審査にかかる費用は債権額の金額にかかわらず一定のコストがかかるため、中小企業が有する比較的少額の債権は債権金額に対する手数料の割合が高くなる傾向がある。この点、小口債権の現金化にも対応したオンライン系ファクタリング会社と金融機関との業務提携により中小企業へのニーズに応えようとする動きがみられる。また、小口債権を束ねることで手数料の低減を図る動きもある。このような取り組みを進めていくべきである。

悪質なファクタリング事業者への対応としては、貸金業法の厳格な運用を行っていくことと併せて、業界による自主的な取り組み(ガイドラインの作成など)も必要である。なお、ファクタリングサービスの利用に応じることを強制し、又は応じない場合に不利な取扱いをする場合は、独占禁止法第19条(不公正な取引方法の禁止)の規定に違反するおそれがあるものとして扱われることとなっている。

図表 26 中小企業にとって使い勝手の良いファクタリング

～中小企業にとって使い勝手の良いファクタリングとは～

- **手数料が安いこと**
 - ・ 大手ファクタリング会社では、社内の稟議・事務の負担を鑑みると高コストとなる。
 - ・ オンライン系ファクタリング会社の手数料は「数%～」と他社比安い。
- **取扱金額が低いこと**
 - ・ 大手ファクタリング会社では、最低取扱金額が「数千万円～」と中小企業にはハードルが高い。
(手数料と同様に稟議・事務の負担がネック)
 - ・ オンライン系ファクタリングでは、最低取扱金額が「数十万円～」と小口債権の利用がし易い。
- **短時間で現金化できること**
 - ・ 事例では現金化に1週間ほどかかる場合もある。
- **信頼できるファクタリング会社であること**
 - ・ 昨今では違法な業者の存在もあり、利用者にとってはファクタリング会社の信頼度・知名度がポイント。
(信頼度・知名度向上の観点から、オンライン系ファクタリングでは金融機関との業務提携が拡大)

(資料) 第4回約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会資料

7 「約束手形の利用の廃止等に向けた自主行動計画」の策定

以上見てきたように、約束手形の利用を廃止していくためには、従来の取引慣行を見直していく必要がある。その際、以下の点を踏まえた取り組みが必要である。

- 業種によって資金サイクルが異なるなど事情が異なる。そのため、各業界の特性を踏まえた取り組みであること。
- 発注者側の大企業から順にサプライチェーン全体への取り組み(産業界全体の取り組み)へと進めていくものであること。
- 振出人に有利な料金体系、代替手段の利便性の確保など、約束手形を廃止していく上では決済手段を提供する金融機関の取り組みも不可欠であること。

産業界、金融界はそれぞれ「約束手形の利用の廃止等に向けた自主行動計画」を策定すべきである。この行動計画は「自主的な」取り組みであるため、具体的な目標期限を設定し、また進捗を把握・管理しつつ実行する仕組み(PDCAを回していく場の設定)を併せて講じる必要がある。

経済産業省が所管する業界に関しては、中小企業政策審議会において自主行動計画のフォローアップを行っていく。新たに自主行動計画を策定する金融界においても、少なくとも金融界の中に、約束手形のユーザーである産業界にも参加を呼びかけ、約束手形の利用の廃止に向けた現状と課題をフォローアップする場を設置することが望ましい。

また、具体的な目標期限としては、以下のようなスケジュール感を想定する。

- ・自主行動計画の期間は5年間とする。
- ・毎年のフォローアップの状況もみながら3年後に自主行動計画の中間的な評価を行い、必要な見直しを行う。

【自主行動計画で検討されるべき項目の例】

(1)産業界

■約束手形の運用改善

- ・手形サイトの短縮化(下請法対象外企業への支払を含む)
- ・振出人による割引料の負担および割引料の明示

■約束手形の利用廃止

- ・大企業間取引を含めた発注者側の大企業における取引から、約束手形の利用を廃止し、振込払いへ移行(振込払いへの移行が困難な場合には、電子記録債権への移行)
- ・支払サイトの短縮
- ・サプライチェーン全体への働きかけ

■ 支払条件に関する情報開示の充実

- ・ 約束手形の残高や支払サイトを開示、時系列比較や業界平均比較の実施

(2) 金融界

■ 決済関連手数料の見直し

- ・ 約束手形に関連する手数料の見直し(振出人に有利な料金体系の見直し)
 - 手形帳発行手数料、取立手数料、割引料等の適正化
- ・ 電子的決済サービスの手数料の低減
 - インターネットバンキング利用料、電子記録債権に関する利用料の低減

■ 電子的決済サービスの普及促進策

- ・ 約束手形と同等以上の商品性の確保
 - サービス利用料
 - インターネットバンキングの契約がなくても利用可能な設計
 - 支払期日／債権金額の制限緩和
 - 取引に関する証明書類の発行
 - 電子記録債権間の互換性確保 など
- ・ 中小・小規模事業者向けの新規導入 IT サポート
- ・ その他、企業間取引の電子化・効率化のための取り組み

■ 支払サイトを短縮しつつ約束手形の利用を廃止する事業者への資金繰り支援

- ・ 約束手形の利用を廃止する事業者に対する資金繰り支援
 - 制度融資、振興事業計画の活用を含む

■ 使いやすいファクタリングサービスの提供

- ・ フィンテック企業との提携

【参考資料】支払条件の改善に取り組んだ企業の声(令和2年度ヒアリング調査より)

①現金化(約束手形による支払をやめ、振込による支払に移行)

	実施の背景・理由・動機等	困難に感じた点等	その他
建設業 大企業 現金化	協力会社に資金を還元し、経営をサポートすることで、協力会社と当社グループ双方が一体となって持続的な成長を目指すことが必要だと考えた。また、業界を牽引する立場として条件改善に率先して取り組むことが中長期的な企業価値の向上に繋がるとも考え、実施した。	請負形態での受注を行っているため、代金受取と支払にサイト差が生じ、立替払いをしなければならない状況が多い。 出来高払いや現金決済での代金受取が増えない限り、すべての支払を現金化することは難しい。	【現金化のメリット】 協力会社からは資金繰り改善を主な理由として今回の取り組みに対する高い評価を得ており、関係強化につながった。それにより、現場の安定的な運営にもつながっている。
建設業 大企業 現金化	国交省「建設業法令順守ガイドライン」による要請に従い、業界においてサイト短縮を行う企業が増加しており、それに追隨して実施した。 社会として手形廃止に向けて動いていく機運に貢献する必要性を感じたため、手形払いの現金化に着手した。検討期間を含め、1年くらいの準備を要した。準備の際には財務シミュレーションを行い、資金繰りの試算を行った。	代金受取は依然として手形払いや長いサイトが多く存在するため、資金繰りについては厳しさを感じている。他業界の大企業から受注することも多く、業界全体に支払条件の改善の流れがあったとしても、それに当てはまらない企業がサプライチェーンに存在することになる。全業界にわたっての改善が望まれる。	【現金化のメリット】 従来から事務負担やコストなど、手形払いにまつわる課題は社内が存在していたが、現金化によってそうした課題が解決された。 【政策への要望】 公共事業の案件も受注しているため、支払条件の改善を行っているという点がプラスになるような評価をしてもらえる仕組みがあるとありがたい。
建設業 大企業 現金化	現金化により下請企業の資金繰りが改善されれば、下請企業の従業員の待遇向上につながると考え、実施した。	資金繰りについては調整が必要であった。現在も、金融機関から借入や、市場調達(CP発行等)も利用しながら対応している。	
製造業 大企業 現金化	経産省の方針、振興基準の改正を受け、その主旨に賛同すると共に、下請先の事業環境の改善のため実施した。		【現金化のメリット】 下請け企業の財務体質が改善され、感謝の声があった。
製造業 大企業 現金化	未来志向型取引慣行、下請法の運用基準の強化、各業界団体の自主行動計画に基づき、自社と下請事業者双方の取引環境の改善を図るため実施した。		【大企業間取引について】 大企業間の取引については現金化の動きは見られず、当社も大企業への支払の3~5割を手形で払っている。代金受取のサイトも改善の動きは見られない。
製造業 中小企業 現金化	手形払いという制度自体が非効率なものであると感じていたため、現金化を実施した。 手形払いによるコストや事務負担は経済全体の生産性を下げており、その口は国際的な競争力を下げる要因となっている。ペーパーレス化を推進する時代の流れに逆行している。	中小企業にとって、現金化にかかるコストは大きかった。手形の廃止に伴うコストに関しては借入を行い、結果として一定期間、自己資本比率が1~2割ほど下がった。 しかしながら、社会全体で生産性をあげていく流れに寄与するという理念に基づき断行した。	【現金化のメリット】 約束手形を廃止することで、取引先の資金繰りに貢献でき、確実な支払いとして取引先に安心感を与えることができた。 手形を扱っていた時はハンコが不鮮明であるなどの不備による差戻に工数を割いていたが、現金化によってそれらの課題が解決された。

②電子化(約束手形による支払をやめ、電子記録債権による支払に移行)

	実施の背景・理由・動機等	困難に感じた点等	その他
製造業 中小企業 電子化	保有していた手形が満期を過ぎてしまった経験があり、電子化すればそうしたリスクは解消され、取り扱いにかかる事務負担やコストも削減できると考え、ペーパーレスの風潮も考慮に入れ、導入した。	電子記録債権をはじめ導入するにあたっては苦勞をした。公開されている文書を参照したり、銀行などの機関によるフォローを受けたりしながら徐々に操作に慣れていった。慣れると使い勝手が良く、事務負担も減ったので助かっている。	【今後の課題】 将来的には支払サイトを60日とすることを念頭に置いているが、受取側の支払条件が改善しないと、支払側のサイトを改善するのは難しい。
建設業 大企業 電子化	当社および協力会社双方の事務・コスト負担(特に印紙代)が理由。下請会社の手形紛失が多く、対応する負担が大きいという背景もある。	電子記録債権の知名度が低く導入が困難だった。下請企業への導入を支援するために説明会を行ったが、その費用が負担となった。	

③支払サイト短縮

	実施の背景・理由・動機等	困難に感じた点等	その他
建設業 大企業 サイト短縮 120→60日	国交省「建設業法令順守ガイドライン」による要請に従い、業界においてサイト短縮を行う企業が増加しており、それに追随して実施した。協力会社の経営に寄与するとともに建設市場の発展に貢献したいという意図で実施した。	自社が受取側の取引もあるので、自社だけの取組では自社へのしわ寄せが否めない。支払サイト短縮に取り組んでいる大手企業も存在するが、十分であるとは思えない。発注側の大企業から改善して欲しい。	【今後の課題】 紙の手形を廃止し、すべて電子記録債権に変えていきたいが、取引先との決済手段をこちらから一方的に変えることはできない。省庁等の主導で業界全体に働きかけてもらえると助かる。
建設業 大企業 サイト短縮 120→60日	業界全体として手形廃止やサイト短縮の流れがあり、当社もそれに追随した。手形通達や自主行動計画に謳われている「支払サイトを将来的に60日以内とする」という努力義務は達成する必要があると認識していたため、実施した。		【今後の課題】 今後もさらなるサイト短縮や手形廃止の機運が高まれば、当社としてもそれに追随することになるだろう。
建設業 大企業 サイト短縮 120→60日	当局からの要請によるところが大きいですが、業界全体としてサイト短縮の流れがあり、競合他社に劣後したくない、協力会社との関係を強化したいという理由もあった。	当社受取の手形サイトは従前と不変。サプライチェーン全体での施策を検討してほしい。支払条件改善に対して融資による支援では利息が負担となる。更なる支払改善には、国からの補助金等があるとよい。	【サイト短縮のメリット】 サイト短縮により、協力会社との信頼関係が高まったと感じている。
建設業 大企業 サイト短縮 120→60日	当局からの支払条件改善要請に従って実施。社内的には、他社もやっているのでは仕方ないという雰囲気であった。	公共工事は請負形態であるため、受取と支払にサイト差が生じ、立替払いをしなければならない場面が多い。キャッシュフローへの影響は大きいため十分な検討が必要であった。	【今後の課題】 大企業からの代金受取についてはサイトを含め不変。全銀協、メガバンク等、決済システムに互換性がない。統一的なシステムを構築してほしい。
建設業 大企業 サイト短縮 120→90日	協力会社との関係強化に関する施策としてサイトの短縮を実施した。	今回の取り組みに関して資金繰りに問題はなかったが、これ以上の改善は難しい。	【今後の課題】 近々通達が改正され、支払サイトを60日としなければならないのではと認識している。

【参考資料】約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会 委員名簿

<委員>

伊藤 光男	伊藤鉄工株式会社 代表取締役
井上 聡	長島・大野・常松法律事務所
神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科 教授【座長】
小出 篤	学習院大学法学部 教授
鷲見 和彦	マツダ株式会社 購買本部長
多田 敏明	日比谷総合法律事務所
松橋 卓司	株式会社メロール 代表取締役
横田 晶彦	三菱ケミカル株式会社 購買部長

(順不同 敬称略)

<オブザーバー>

加藤 正敏	日本商工会議所 中小企業振興部長
及川 勝	全国中小企業団体中央会 事務局長
	一般社団法人全国銀行協会
	一般社団法人全国地方銀行協会
	一般社団法人全国信用金庫協会
家田 明	マネーフォワードケッサイ株式会社 取締役会長
小倉 隆志	OGU-Techs株式会社 代表取締役社長

<関係省庁等>

公正取引委員会
金融庁
経済産業省製造産業局
経済産業省商務・サービスグループ
中小企業庁(事務局)
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社(事務局)